

動するが、8年度の輸入量は前年を13万6千t下回る135万6千tであった。

これを輸入国別で見ると、アメリカが全輸入総量の15%にあたる23万2千t、カナダが32%の49万7千t、オーストラリアが53%の83万1千tとなっている。

(2) 麦類の国際需給と価格動向

ア 小麦

(ア) 国際需給

96/97年度の世界の小麦の生産量は、前年度より増加し、5億8,300万tと見込まれている(USDA見込)。主要生産国では、高価格を背景とした作付面積増等から軒並み増産となった。

国別では、作付面積の増加によりオーストラリアが前年度比43.0%増加、アルゼンチンが前年度比75.0%増加した。

96/97年度の消費量は、米国で飼料用需要が回復すること等から世界全体では、前年度より増加し、5億7,860万tとなった。

期末在庫量は、4年ぶりに生産量が消費量を上回ったことにより、前年度より4.2%増加し1億910万t(18.9%)となった。

(イ) 価格動向

小麦の国際価格をみると、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW, No.2期近もの)でみると、95年4月以降、天候不順による95年産冬小麦及び春小麦の生産に対する不安の顕在化、アメリカ農務省による需給予想の下方修正、EUの補助金付輸出の停止、カナダの収穫期の霜害懸念等により相場は上昇し、95年10月にはブッシェル当たり5ドル(184ドル/t)の水準をこえ、その後も国際需給の逼迫を背景に5ドルを上下しつつ堅調に推移した。

96年4月に入り、アメリカの冬小麦の作柄懸念等により高騰し、一時ブッシェル当たり7.17ドル(263ドル/t)と史上最高値を更新したが、アメリカで春小麦の作柄が良好なことや、主要先進国で軒並み増産が見込まれる需給状況を反映して軟調となり、さらにアメリカの輸出量が低調なことから、96年11月には3.69ドルと相場が上昇し始める前の95年5月の水準まで下落した。

97年に入って、価格低下に伴う作付面積の減少懸念等から堅調傾向となり、4月に入るとアメリカ小麦生産地帯での寒波、洪水被害懸念及び欧州の干ばつ被害懸念等から上昇し、一時4ドル台半ばまで上昇した。

その後、寒波被害を受けた小麦の作柄や天候状況の回復により軟調傾向となり、3ドル台前半まで下落したものの、下げ止まり感や天候状況により神経質な動

きとなり、3ドル台後半の推移となっている。

イ 大麦

(ア) 国際需給

96/97年度の世界の大麦の生産量は、旧ソ連や東欧で減産となるものの、米国をはじめとする他の主要生産国で増産となることから、前年度を8.2%上回る1億5,370万tとなった(USDA見込み)。

世界の大麦の消費量は、アメリカ、EU等で増加するものの、東欧、旧ソ連等で減少することから、前年度とほぼ同じ1億4,890万tとなった。

(イ) 価格動向

大麦の価格については、主要輸出国であるカナダの日本向けFOB価格(No.1ウェスタン)の推移をみると、95年4月に入り、とうもろこし等の飼料穀物の生産不安が伝えられ上昇、15~20ドル程度上がった水準で推移した。

さらに、95年10月からは、トウモロコシ需給等飼料穀物需給の逼迫により、40~50ドル上昇し、96年5月まで180ドル/t前後の水準で推移した。

その後も高水準で推移していたが、新穀の収穫期が終了し、飼料穀物全体の豊作見通しから下落傾向で推移し、96年11月には126ドル/tと相場が高騰する前の水準まで下落した。

97年に入って、一時的にやや堅調となったものの、130ドル/t前後の水準で安定的に推移し、7月には120ドル/tとなっている。

第6節 米価及び麦価

1 米価審議会

(1) 8年度に開催された米価審議会は以下のとおりである。

第1回 6月6日 8年産麦の政府買入価格について

第2回 11月28日 9年産米の政府買入価格について

第3回 12月12日 米麦の政府売渡価格について

第4回 3月19日 会長及び会長代理の選出について

(2) 前委員の任期満了に伴い、米価審議会委員として25名が以下のとおり任命された(50音順、敬称略)。

5月1日任命 高山 憲之(一橋大学教授)

7月16日任命 栗田 幸雄(福井県知事)

米山 繁男(全日本農民組合連合会副会長)

3月10日任命 青山 三千子（国民生活センター
参与）
池田 照雄（全国農業会議所専務
理事）
上田 喜志子（長崎県地域婦人団
体連絡協議会会長）
内田 公三（社団法人経済団体連
合会専務理事）
内館 晟（日本生活協同組合連
合会専務理事）
甲斐 麗子（主婦連合会副会長）
加倉井 弘（日本放送協会解説委
員）
栗原 喜一（前共同通信社論説副
委員長）
小金 芳弘（東洋学園大学教授）
後藤 晃（一橋大学教授）
祖田 修（京都大学教授）
田中 宏尚（農林漁業信用基金理
事長）
千野 忠男（㈱野村総合研究所理
事長）
成毛 平昌（全国町村会常任理事）
野村 昭（全国食糧事業協同組
合連合会会長）
原田 睦民（全国農業協同組合中
央会会長）
平石 信一郎（新潟県指導農業士）
村上 紀子（女子栄養大学教授）
本橋 元（全国農業協同組合連
合会代表理事会長）
八木 宏典（東京大学教授）
山極 栄司（大日本農会副会長）
渡辺 五郎（財団法人日本穀物検
定協会会長）

(3) なお、平成9年4月以降、米価審議会の委員の任
期を1年から2年に延期することが決定された。

2 米 価

(1) 米穀の政府買入価格

ア 最近の米需給事情、自主流通米の価格動向

最近の米需給は、6年産米の記録的な大豊作（作況
指数109）に続き、平成7年産米の作況指数が102とな
ったことにより、7米穀年度に引き続き、8米穀年度
においても緩和基調で推移した。

このような中で、国内産主食用うるち米の販売・売

却状況は、夏場の猛暑等による消費量の減少、卸売業
者等の手持ち在庫の調整による供給量の増加等の理由
により、基本計画で見込んだ売却数量をかなり下回り、
8年10月末の持越在庫量は300万t近い数量となるこ
とが見込まれた。特に政府米については、消費者の新
米指向が強い中、1年古米での売却を基本としている
こと等から計画に比べて販売不振となり、8年10月末
の持越在庫量は外国産米を含めて約250万tもの数量
となることが見込まれていた。

また、最近の自主流通米の入札取引結果をみてみる
と、5年産については、未曾有の不作（作況74）によ
る供給の逼迫感を反映して価格が上昇したものの、6
年産以降は前述の米需給の緩和状況を反映して一部の
銘柄を除き、価格の低下傾向が続いている状況であっ
た。

このような最近の需給事情等を踏まえながら、9年
度の生産調整面積や平成9米穀年度の需給見通しにつ
いての検討、調整作業が行われる中で、9年産米価に
ついてはそれらと同時並行での検討が行われた。

イ 農業団体の要請

全国農業協同組合中央会（全中）は、11月1日に「平
成8年度水田農業対策に関する要請」を決定した。

9年産米の政府買入価格については、「現行を基本に
決定すること、決定にあたっては、生産調整の実効の
担保や所得の安定的確保に資する対策を講じること」
を要請した。

ウ 食糧法の下での政府買入米価の算定方式

食糧法の下では、自主流通米が米流通の主体となり、
政府が買い入れる米穀は、備蓄の円滑な運営を図るた
めのものとされるとともに、生産調整実施者から買い
入れることとされた。また、その価格は、自主流通米
の価格の動向その他の米穀の需要及び供給の動向を反
映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を
参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として定め
ることとされている。

このため、米価審議会は7年8月に「政府買入米価
に関する米価審議会小委員会」を設け、5回にわたっ
て新制度下における米価政策や政府買入米価の算定の
在り方等について幅広い観点から検討が行われ、7年
11月に「政府買入米価に関する米価審議会小委員会報
告」がとりまとめられ、この報告を踏まえ、7年12月、
関係方面及び米価審議会の意見を聴いて、新たな算定
方式を設定した。

新たな算定方式については、需給事情・市場評価を
反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点から、
自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主

流通米の入札価格の動向の比較（移動3年平均、入札価格の平準化）により自主流通米価格の変動率を求めるとともに、生産費調査に基づく米販売農家の全算入生産費の動向の比較（移動3年平均、反収の平準化）により生産コスト等の変動率を求め、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格に乘じ、「求める価格」を算出する方式となっている。

エ 米価審議会・決定

9年産米価を審議する米審は11月28日に開催された。9年産米価算定に当たっては、7年12月に「新たな算定方式」が既に確立されており、この算定方式の適用とこれに基づく試算値を中心として、審議するため、前期、後期とは分けずに1回の米審で諮問・答申を行う形で行われた。

政府は諮問及び諮問の説明を行うとともに、新たな算定方式に基づき60kg当たり16,217円とする9年産米政府買入価格の政府試算を示した。

オ 平成9年産米穀の政府買入価格の試算

諮 問

平成9年産米穀の政府買入価格の決定に関し、米穀の需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図るとの観点に立って算定を行い、この算定に基づき決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成8年11月28日

農林水産大臣 藤本 孝雄

諮 問 の 説 明

「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」においては、自主流通米が米流通の主体となり、政府が買い入れる米穀は、備蓄の円滑な運営を図るためのものとされるとともに、生産調整実施者から買い入れることとされております。また、その価格は、自主流通米の価格動向その他の米穀の需要及び供給の動向を反映させるほか、生産条件及び物価その他の経済事情を参酌し、米穀の再生産を確保することを旨として定めることとされております。

このような政府が買い入れる米穀の意義・役割にかんがみ、政府買入米価につきましては、昨年12月、米価審議会の意見を聴いて、自主流通米の価格の変動率及び生産コスト等の変動率を基礎として、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営が図られる方式を導入したところであり、平成9年産米穀の政府買入価格につきましても、引き続き、この算定方式により算定することとしてはどうかというところであります。

(ア) 政府買入米価の算定の考え方

a 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により価格変動率を求めるとともに、生産費調査に基づく米販売農家の全算入生産費の動向の比較により生産コスト等の変動率を求め、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格に乘じるとともに、消費税調整係数を乘じ、「求める価格」を算出する。

この場合、

- ① 基準価格は、前年産米穀の政府買入価格とする。
- ② 自主流通米価格の変動率の算出に当たっては、全ての相場銘柄の加重平均価格を用いる。
- ③ 生産コスト等の変動率の算出に当たっては、前年産米穀の価格決定時から直近までの物価・労賃の動向及び反収の動向を織り込む。

$$\bigcirc \text{ 求める価格} = P_0 \times (A \times w_1 + B \times w_2) \times \alpha$$

P_0 : 基準価格（前年産米穀の政府買入価格）

A : 自主流通米価格の変動率

B : 生産コスト等の変動率

w_1 : 0.5

w_2 : 0.5

α : 消費税調整係数

b 政府買入米価について、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図る観点から、

- ① 自主流通米価格の変動率を求めるに当たっては、移動3年平均による比較を行う。その際、需給変動による価格への影響を緩和するため、生産調整面積の変更を決定した年の年産に係る自主流通米の入札価格の平準化を行う。
- ② また、生産コスト等の変動率を求めるに当たっては、移動3年平均による比較を行う。その際、平準反収を用いる。

c また、平成9年産米穀の政府買入価格の算定に当たっては、来年4月1日から消費税率が3%から5%に引上げられることを考慮し、消費税の適正な転嫁の観点から、消費税率引上げの影響を米価算定に適切に反映させる。

(イ) 算定

1の考え方に基づき算定した平成9年産米穀の政府買入価格は、60kg当たり16,217円（前年産価格に対し▲175円、▲1.1%）となる。

(注)上記の価格は、「うち1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格」である。

$$\bigcirc \text{ 求める価格} = 16,392 \times (0.9743 \times 0.5 + 0.9865 \times 0.5) \times 1.0090$$

a 政府試算値

前回決定した8年産米価においては、基準価格となる7年産米価が6年産生産費を基礎としていること等にかんがみ、8年産米価の特例として、生産コスト等の変動率のカウントは行わなかったこと等から、今回の9年産米価算定が新たな算定方式の実質的には初めての適用となった。

(a) 試算値について

自主流通米価格の変動率については、自主流通米価格の近年の低下傾向を反映して97.43% (▲2.57%)、生産コスト等の変動率については、労働時間の減少等生産性の向上、物価・賃金の安定傾向を反映して98.65% (▲1.35%) となる。これらの変動率を均等のウェイトにより8年産米価(16,392円/60kg)に乗じるとともに、9年4月1日から消費税率が3%から5%に上げられることから、その影響を適切に米価に反映させるため、消費税調整係数として1.009を乗じて算出すると、60kg当たり16,217円(8年産米価に対し▲175円、▲1.1%)となった。

(b) 自主流通米価格の変動率について

自主流通米の中期的なトレンドを反映させる観点から、全ての上場銘柄の加重平均価格の移動3年平均(6, 7, 8(1~4回)年産平均と5, 6, 7年産平均との比較)により求めている。

この場合、著しい需給の変動による価格への影響を緩和するため、価格の平準化を図ることとし、年産の加重平均入札価格と基準価格との平均価格((入札価格+基準価格)÷2)を用いている。なお、著しい需給の変動とは、当該年の秋に決定する来年度の生産調整面積の増減に現れるものであることから、これを一つの客観的基準として、生産調整面積の変更を決定した年産に係る自主流通米の入札価格の平準化を行うというルールに基づき、5, 6, 7年産の各年産の入札価格の平準化を行っている(8年産の価格については、9年度の生産調整目標面積の増減がなかったことから平準化は行っていない)。

(c) 生産コスト等の変動率について

- ・ 家族労働費(労賃、家族労働時間の変化率)
 - ・ 物財・雇用労働費等(農家購入価格(米生産費パリティ指数)、投入量の変化率)
 - ・ 反収(収量の変化率)
- ごとに、それぞれの変化率を求め、
- ・ 全算入生産費に占める家族労働費と物財・雇用労働費等の割合によりウェイト付けを行い、
 - ・ 反収の変化率で割り戻す、

ことにより求めている。

労賃、農家購入価格の変化率は、基準価格である8

年産米価には7年の物価・労賃動向が織り込まれていることから、その後の動向を反映させるため、直近1年間の比較(7年と8年の比較)を行っている。家族労働時間の変化率と物財・雇用労働費等投入量の変化率については、5, 6, 7年産平均生産費と4, 5, 6年産平均生産費との比較により求めている。この場合の投入量の変化率を求める際には、上記で述べたように基準価格である8年産米価には7年の物価動向が既に反映済みのため、物価要因がダブルカウントとならないようデフレーターにより物価要因を除いた投入量で比較している。

(d) 消費税調整係数について

従来から政府買入米価の消費税の取扱いについては、

- ・ 農家が購入する「物財費」に係る消費税額は価格に織り込んで適切に算定、
- ・ また、課税農家と免税農家との公平性を確保するため、課税農家に対しては、納税の事実を確認の上、政府買入米価とは別に加算金として販売に伴う消費税相当額を支払う、

方式をとってきており、消費税の影響について適正な転嫁に努めてきたところである。

9年4月以降、消費税率が引き上げられることとなるが、

- ・ 消費税率の引き上げは、農家が購入する物財費のコストアップとして影響してくるものであり、一般の物価、労賃、自主流通米価格の動向といった算定上の諸データとは異なるものであること
- ・ 平成元年の消費税導入以降これまで消費税の適正な転嫁に努めてきた経緯があること、

等を踏まえ、9年産米価算定に当たっては、従来の方法を踏襲し、物財費に係る消費税率引き上げの影響を価格に織り込んで算定し、適正な転嫁に努めることが適切であるとした。

具体的には、基準価格には物財費に係る消費税3%相当額が既に織り込まれており、消費税率引き上げの影響は米価に占める物財費部分(米価の46.26%)に現れ、米価に対しプラス0.9% $((2 \div 103) \times 0.4626)$ となることから、消費税調整係数として1.009を乗じて米価を算出した。

なお、9年産米価においてこのような将来の消費税率引き上げの影響を反映させることとしたので、10年産米価算定の際には、税率引き上げの影響がダブルカウントとならないよう米生産費パリティ指数に現れる消費税率引き上げの影響を除いて算定を行うこととしている。

b 答申・決定

このような政府試算値に対して、「平成9年4月から

答 申

本審議会は、本日、農林水産大臣から諮問のあった「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づく平成9年産米穀の政府買入価格に関して、下記のとおり答申する。

記

試算値については、引下げ幅等につき反対との意見もあったが、大方の委員は賛成ないしやむを得ないとの意見であった。

よって、上記意見を踏まえ、適正に決定すること。
(附帯意見)

- 1 需要の拡大を更に進めるため、新規用途開発、適切な海外援助等に積極的努力を払うべきとの意見があった。
- 2 米穀の需給及び価格の安定のため生産調整の円滑な推進と生産性の向上に努めるとともに、直播栽培や有機栽培等の新たな稲作の展開を図るべきとの意見があった。

平成8年11月28日

農林水産大臣 藤本 孝雄 殿

米価審議会会長 渡邊 五郎

の消費税率の引上げはいまだ確定していないにもかかわらず、9年産米価に転嫁しているので反対である」、「最近の自主流通米価格の値下がりと比較して引き下げの幅が小さいことにつき反対である」との意見があったものの、大方の委員は、「算定方式に基づいて算定されたことを評価する」、「政治的に決定されたものではないので、賛成である」、「消費税率引上げは、生産コスト等に十分に転嫁されるので、これを考慮して政府買入米価を決定することに賛成である」といった賛成ないしやむを得ないとの意見であった。このような議論を踏まえて答申の起草が行われ、11月28日午後7時頃に渡邊米審会長から藤本農林水産大臣に答申が手交された。この米価審議会の答申を踏まえ、同日、平成9年産米の政府買入価格について政府試算値どおりとすることを決定した。

平成9年産米穀の政府買入価格について

平成8年11月28日

平成9年産米穀の政府買入価格

60kg当たり 16,217 円

(注)上記の価格は、うるち玄米1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格である。

○類別・等級別政府買入価格

(単位：玄米60kg当たり、円)

	1等	2等	3等
	< 0 >	< ▲320 >	< ▲1,320 >
1類(+400)	16,492	16,172	—
2類(+250)	16,342	16,022	—
3類(0)	16,092	15,772	14,772
4類(▲350)	15,742	15,422	14,422
5類(▲750)	15,342	15,022	14,022

(注) 1 水稻うるち裸価格である。

2 ()内は、3類に対する加算・減算額であり、< >内は、1等に対する減算額である。

3 なお、一部の産地品種銘柄については4類▲200円、5類▲600円の銘柄間格差とする。

(2) 米穀の政府売渡価格

米穀の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第61条第3項の規定により、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

米穀の標準売渡価格は、平成8年12月12日の米価審議会において政府案が諮問され、諮問に基づく審議の後、答申が行われ、これを踏まえて政府案どおりに決定された。

なお、同審議会において、実際に販売する際に設定する予定価格については、米の需給事情に対応した円滑な販売を図る観点から、標準売渡価格基準として適正な年産格差が設定された。

ア 米価審議会への諮問

諮 問 (抜粋)

米穀の標準売渡価格については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の下での備蓄の運営等の政府米の役割を踏まえつつ、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮し、これを決定する必要があると考える。

〔略〕

これらについて米価審議会の意見を求める。

平成8年12月12日

農林水産大臣 藤本 孝雄

諮問の説明

米穀の標準売渡価格については、

- 1 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」においては、自主流通米が米流通の主体とされ、政府米は、備蓄の運営及びミニマム・アクセスの運用を図るためのものとされている。
また、米穀の標準売渡価格は、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。
- 2 平成9年産米穀の政府買入価格については、前年産と同様の方式によって算定し、引下げを行ったところであり、このような引下げの効果を消費者に及ぼしていく必要がある。
- 3 最近の米穀の需給動向については、8年10月末の国内産米の持越在庫量が263万tとなっていることに加え、8年産米穀の作柄がやや良となり、緩和基調が強まっている。
- 4 特にこのうちの政府米の持越在庫量は、224万tと基本計画を相当上回っており、これに伴う財政負担を縮減し、備蓄の適切な運営を図るため、消費者の新米志向が強い中で政府米を円滑に売却することが課題となっている。
- 5 ミニマム・アクセス輸入米（以下「輸入米」という。）については、国内産米の価格体系との整合性も踏まえながら、適切に供給していく必要がある。
- 6 9年4月以降消費税の税率が改定される。
以上のような事情を総合的に考慮して決定することとされた。
なお、実際の売却に当たっては、標準売渡価格を基準としつつ、年産格差を踏まえ、需給動向等に対応して弾力的に予定価格の設定を行う必要があるとしている。

イ 改定の基本的考え方

(ア) 国内産米

新米に相当する国内産米の標準売渡価格については政府買入価格の引下げの効果を消費者に及ぼしていく観点から改定が行われた。

なお、新米以外の国内産米については、米穀の需給事情に対応した円滑な売却を図る観点から、標準売渡価格を基準として定める予定価格において、適正な年産格差を設けることとされた。

(イ) 輸入米

輸入米の標準売渡価格については、平成7年度にお

いて実際に輸入された輸入米の品質評価等を踏まえ、改定が行われた。

なお、標準売渡価格を基準として定める予定価格において、輸入年度の相違に対応した適正な格差を設けることとされた。

ウ 米穀の標準売渡価格改定（平成9年4月以降適用）の内容

(ア) 国内産米の標準売渡価格

（玄米60kg当たり）

現 行	決 定	改定額	改定率
17,595円 [18,123円]	17,239円 [18,101円]	▲356円 [▲22円]	▲2.0% [▲0.1%]

(注) 1 水稲うるち1～5類、1・2等平均包装込みの価格である。

2 []内は消費税額分を含む価格である。

(イ) 輸入米の標準売渡価格

（玄米60kg当たり）

現 行	決 定	改定額	改定率
14,682円 [15,122円]	13,534円 [14,211円]	▲1,148円 [▲911円]	▲7.8 [▲6.0]

(注) 1 銘柄区分M₃の価格である。

2 []内は消費税額分を含む価格である。

(参考)

○ 類別・等級別標準売渡価格

〔国内産米〕

（水稲うるち玄米正味60kg当たり、円）

	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類
1 等	18,598 (19,528)	17,748 (18,635)	17,198 (18,058)	16,648 (17,480)	16,098 (16,903)
2 等	18,278 (19,192)	17,428 (18,299)	16,878 (17,722)	16,328 (17,144)	15,778 (16,567)

(注) () 内は消費税額分を含む価格である。

〔輸入米〕

（玄米60kg当たり、円）

M ₁	M ₂	M ₃	M ₄	M ₅	L
1 類 2 等 相当	2 類 2 等 相当	3 類 2 等 相当	4 類 2 等 相当	5 類 2 等 相当	—
14,934 (15,681)	14,084 (14,788)	13,534 (14,211)	12,984 (13,633)	12,434 (13,056)	10,222 (10,733)

(注) 1 () 内は消費税額分を含む価格である。

- 2 銘柄区分Lの価格は精米価格である。
- 3 M₃にはアメリカ産加州米ミディウムグレイン、オーストラリア産、中国産東北米が属し、Lにはタイ国産うるち精米100%、タイ国産うるちA₁スーパー、アメリカ産砕精米、タイ国産もちA₁スペシャルが属する。

○ 平成9年1月以降の米穀の年産格差等
〔国内産米の年産格差〕

(玄米60kg当たり)

新米対比	現 行	改 定 後
前年産米	1 8 0 円 (8年産米と7年産米の格差0円)	600円
前々年産米	—	1,200円

- (注) 1 改定後の年産格差は類ごとに設定する格差の平均である。
- 2 前年産米とは、収穫年の翌年の11月に持ち越された米穀をいい、平成9米穀年度においては7年産米である。
 - 3 消費税額分を含まない価格である。
 - 4 なお、政府米の売却状況、自主流通米の価格の動向等を考慮し、必要に応じ予定価格を弾力的に設定することとする。

〔輸入米の輸入年度の相違に対応した格差〕

(正味60kg当たり)

当年度輸入分対比	現 行	設定後
前年度輸入分	—	一律 450円
前々年度輸入分	—	一律 900円

- (注) 1 前年度輸入分とは、輸入した会計年度の次会計年度の11月に持ち越された米穀をいい、現時点においては7年度輸入分である。
- 2 消費税額分を含まない価格である。

エ 米価審議会答申

答 申
本審議会は、本日農林水産大臣から諮問のあった米穀及び麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。
記
1 米穀の標準売渡価格については、その引下げ幅及び年産格差が不十分との意見もあったが、大方

の委員は賛成又はやむを得ないとの意見であった。

- 2 〔略〕
よって、上記意見を踏まえ、適正に決定すること。

(附帯意見)

- 1 備蓄米については、最近の諸事情を踏まえ、消費の促進等を含め適正な処理方法につき、検討を行うこと。
- 2 〔略〕

平成8年12月12日

農林水産大臣 藤本 孝雄 殿
米価審議会会長 渡邊 五郎

3 麦 価

(1) 麦の政府買入価格

平成8年産麦の政府買入価格については、6月6日に開催された米価審議会に前年産麦と同額とする内容の政府案が諮問され、同日夕に米価審議会から答申が行われた。この答申を受け、8年産麦の政府買入価格は同日夜に政府案どおり決定され、6月11に農林水産省告示第876号をもって告示された。

ア 米価審議会への諮問

平成8年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎に、最近の麦をめぐる状況等にも配慮して決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成8年6月6日

農林水産大臣 大原 一三

諮問の説明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第66条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するよう配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格につきましては、昭和63年の答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎に所要の調整を行って決定してきております。

本年産麦の政府買入価格の算定につきましては、

上記答申の趣旨に即し、麦の政府買入価格の本来の趣旨及び制度の円滑な運営の確保と土地利用型作物としての重要性を念頭に置き、今後とも麦作の安定的な発展を図るため、麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上の的確な反映と品質の改善に資するとの観点に立つて行うことといたしております。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の規模層の全算入生産費を基礎とし、最近の麦をめぐる状況等にも配慮して決定することとしてはどうかということであります。

イ 平成8年産麦の政府買入価格の算定

(ア) 小麦の政府買入価格

a 主産地方式による価格の算定

$$P = \frac{\frac{\sum C}{N}}{\frac{\sum H}{N}} \times 60$$

P：主産地方式による価格

C：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田）の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10アール当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

H：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10アール当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

$$\frac{62,929円}{416kg} \times 60kg = 9,076円/60kg$$

（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

b 上記a及び最近の麦をめぐる状況等に配慮して前年同額とする。

9,110円/60kg（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

(イ) 大麦及びはだか麦の政府買入価格

大麦及びはだか麦の政府買入価格は、(ア)の小麦の政府買入価格に準拠して前年同額とする。

a 大麦

6,540円/50kg（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

b はだか麦

9,421円/60kg（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

(ウ) 銘柄区分別の政府買入価格

麦の種類別の銘柄に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの銘柄区

分を設ける。

銘柄区分Ⅰの価格は、銘柄区分Ⅱの価格に60kg当たり600円（大麦の場合は50kgに換算して500円）を加えて得た額とする。

銘柄区分Ⅲの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり300円（大麦の場合は50kgに換算して250円）を控除して得た額とする。

銘柄区分Ⅳの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり900円（大麦の場合は50kgに換算して750円）を控除して得た額とする。

(エ) 等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60kg当たり1,100円（大麦の場合は50kgに換算して917円）を控除して得た額とする。

(オ) 政府買入価格は、(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)により次のとおりとする。

a 小麦	(60kg当たり、円)			
銘柄区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
等級				
1等	9,710	9,110	8,810	8,210
2等	8,610	8,010	7,710	7,110
b 大麦	(50kg当たり、円)			
銘柄区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
等級				
1等	7,040	6,540	6,290	5,790
2等	6,123	5,623	5,373	4,873
c はだか麦	(60kg当たり、円)			
銘柄区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
等級				
1等	10,021	9,421	9,121	8,521
2等	8,921	8,321	8,021	7,421
ウ 米価審議会答申				

答 申

平成8年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

政府案については、算定どおり引き下げるべきとの意見があったが、政府案に賛成又はやむを得ないとの意見が多かったので、この際政府案によることはやむを得ないものと認める。

(附帯意見)

(1) 「農産物の需要と生産の長期見通し」に即した麦作を実現するため、生産性の一層の向上、優良品種の早期開発・普及等を図ること。

- (2) 最近の国際需給の動向等を慎重に見極めつつ、
麦の輸入に当たっては適切に対処すること。
- (3) 麦管理の在り方については、昨年12月の附帯意見の趣旨を踏まえ、生産・流通・輸入・加工にわたる幅広い観点からの体系的な検討を早急に行うこと。

平成8年6月6日

農林水産大臣 大原 一三 殿
米価審議会会長 渡邊 五郎

(2) 麦の標準売渡価格

麦の標準売渡価格については、8年12月12日に開催された米価審議会に、小麦、大・はだか麦とも据え置くこととする政府案が諮問され、同日付けに米価審議会から答申が行われた。この答申を受け政府案どおり麦の標準売渡価格を据え置くことを決定し、これを8年12月19日付け農林水産省告示第956号をもって告示した。

ア 米価審議会への諮問（抜粋）

諮 問

麦の標準売渡価格については、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮し、これを決定する必要があると考える。これらについて米価審議会の意見を求める。

平成8年12月12日

農林水産大臣 藤本 孝雄

諮 問 の 説 明

麦の標準売渡価格は、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

平成8年産の国内産麦につきましては、政府買入価格を前年産麦と同額としたところであります。また、その作付面積は近年転作緩和等により減少してきましたが、本年産については、増加に転じたところであります。

外国産麦の国際価格につきましては、一時高騰した後、主要生産国における生産量が増加したこと等から下落したものの、なお、一昨年を超える水準で推移しており、また、為替相場は昨年の円高から本年は円安基調で推移しているところであります。

他方、麦製品の輸入につきましては、ビスケットの輸入量が、本年になり減少しているものの、全体としては引き続き増加傾向で推移しております。

麦の標準売渡価格につきましては、以上のような事情を総合的に考慮し、当面はこれを据え置くこととし、来年以降の消費税の税率改定に伴い、消費税額分を改定することとしてはどうかということであります。

イ 麦の標準売渡価格及びその算定の説明

(ア) 標準売渡価格の算定の説明

a 小麦のコスト価格と平均標準売渡価格との関係
輸入に係る麦の政府の買入の価格（以下「輸入麦買入価格」という。）にその買入、保管及び売渡しに要する費用（以下「政府管理経費」という。）を加えて得た価格（以下「輸入麦コスト価格」という。）並びに国内で生産される麦の政府の買入の価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得た価格（以下「国内産麦コスト価格」という。）をその買入数量で加重平均した価格と、現行の標準売渡価格をこの買入数量で加重平均した価格（以下「平均標準売渡価格」という。）とから算出される価格関係は、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト価格

① FOB価格	トン当たり	196ドル
② 為替レート	ドル当たり	107円
③ 輸入麦買入価格	トン当たり	27,730円
④ 政府管理経費	トン当たり	7,449円
⑤ 輸入麦コスト価格	トン当たり	35,179円

(注) FOB価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近1ヵ月間の平均価格である。

(b) 国内産麦コスト価格

① 国内産麦買入価格	トン当たり	155,050円
② 政府管理経費	トン当たり	26,971円
③ 国内産麦コスト価格	トン当たり	182,021円

(c) (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した価格と平均標準売渡価格との関係

① (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した価格	トン当たり	50,957円
② 平均標準売渡価格	トン当たり	50,791円
③ ①－②	トン当たり	166円
④ ③／②		0.3%

b 小麦粉の対米価比の推移

年 次	精米 (A) 実効価格 (円/kg)	小麦粉 (B) 消費者価格 (円/kg)	(B)/(A) (%)
昭和50年	276	129	46.7
55	398	176	44.2

60	477	211	44.2
平成元	486	204	42.0
2	496	201	40.5
3	498	200	40.2
4	514	204	39.7
5	533	204	38.3
6	586	201	34.3
7	496	199	40.1
8年9月	464	198	42.7

(参考)

	①うるち米 kcal/ 100円	②小麦粉 kcal/ 100円	③食パン kcal/ 100円	比 率 ②／①	比 率 ③／①
8年 9月	767	1,859	568	242.4	74.1

c 上記aの算定結果及びbの対米価比に加え、最近の麦をめぐる状況等を総合的に勘案し、小麦の標準売渡価格は、据え置くこととする。

d また、大麦及びはだか麦の標準売渡価格は、大麦及びはだか麦に係る諸事情を考慮し、小麦の場合と同様に据え置くこととする。

e なお、平成9年1日から施行される消費税の税率改定に伴い、上記c及びdの標準売渡価格について必要な改定を行う。

(イ) 標準売渡価格

小 麦（銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり）

2,391円

〔消費税額分を含む価格2,463円〕

正味100kg当たり3,985円

〔消費税額分を含む価格4,105円〕

輸入小麦（アメリカ産ウェスタン・ホワイト・ホイト2等正味100kg当たり）

4,784円

〔消費税額分を含む価格4,928円〕

輸入小麦（カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング・ホイト1等（たん白含有率13.5パーセント）正味100kg当たり）

5,354円

〔消費税額分を含む価格5,515円〕

大 麦（銘柄区分Ⅱ・1等正味50kg当たり）

1,740円

〔消費税額分を含む価格1,792円〕

正味100kg当たり3,480円
〔消費税額分を含む価格3,584円〕

輸入大麦（オーストラリア産ツーロウ2等正味100kg
当たり）

3,325円

〔消費税額分を含む価格3,425円〕

はだか麦（銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり）

2,283円

〔消費税額分を含む価格2,351円〕

正味100kg当たり3,805円
〔消費税額分を含む価格3,918円〕

ウ 米価審議会答申（抜粋）

答 申

本審議会は、本日農林水産大臣から諮問のあった米穀及び麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する

記

麦の標準売渡価格については、引き下げ基調を続けるべきとの意見もあったが、大勢は賛成又はやむを得ないとの意見であった。

よって、上記意見を踏まえ、適正に決定すること。
（附帯意見）

麦の制度については、設置が予定されている検討の場において幅広い見地から検討を深めること

平成8年12月12日

農林水産大臣 藤本 孝雄 殿

米価審議会会長 渡邊 五郎

第7節 食糧管理特別会計の概要

1 予算の概要

(1) 8年度当初予算編成の背景

我が国財政は、平成7年度末の公債残高が約216兆円に増加する見込みであり、国債費が政策的経費を圧迫するなど、構造的にますます厳しさを増している。これに加え、平成6年度決算において税収が4年連続して減少するなど、我が国財政を巡る事情は一段と深刻さを増すに至っている。このような状況の下で、今後急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、健全な財政運営を確保し、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げていくことが基本的な課題である。

そのため、社会経済情勢の変化に応じて、まず、歳出面において制度の根本にまでさかのぼった見直しや施策の優先順位の厳しい選択を行うなど、従来にも増して徹底した洗直しを行うとともに、税外収入等歳入面においても見直しを行っていくことが必要である。

また、経済情勢に対しては、重点的・効率的な財政資金の配分により、適切に対処していく必要がある。

このような考えの下に、平成7年8月4日閣議了解された平成8年度の概算要求基準は、公債残高累増体質からの脱却を目指して、歳出の抑制を図り、公債依存度の引下げに最大限の努力を払うなど行財政改革を更に推進するとともに、今後の我が国の経済・社会の進展につながる財政需要に対しては的確に対処するという基本方針の下に、平成7年度予算における経常経費のうち一般行政経費を除く経常的経費の予算額から15%を削減した金額、一般行政経費を除く経常的経費の予算額から10%を削減した金額及び投資的経費の予算額に5%を加えた金額とされた。

(2) 予 算 編 成

こうした情勢の下で編成された8年度の農林水産関係予算の総額（総理府など他省庁所管分を含む。）は、3兆5,973億円で前年度当初予算に比べ全体では1.6%の増となり、うち公共予算についてはNTT財源の活用も含めて2.8%増、経常部門を主体とする非公共予算（主要食糧関係費を含む）については0.3%増となっている。主要食糧関係費については、前年度当初予算に比べ18億円減の2,705億円となり、うち食糧管理特別会計調整資金繰入れは前年度と比べ60億円減の1,770億円となり、新生産調整推進対策費は、前年度と比べ42億円増の935億円となった。

平成7年に施行された「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」においては、全体需給バランスを確保するための生産調整の円滑な推進、豊凶変動に備えた備蓄・調整保管の適切な運用、計画流通制度の下での安定流通の実施等を制度上位置づけたところである。

8年度予算は、新制度の初年度であることを踏まえ、新制度の定着とその円滑な運営が図られるよう措置している。

なお、従来から主要経費として計上してきた食糧管理費（食糧管理特別会計調整勘定繰入及び水田営農活性化対策費）については、新食糧法が施行されたことから主要食糧関係費（食糧管理特別会計調整勘定繰入及び新生産調整推進対策費）と名称変更した。

(3) 国内米の管理

8年度の新生産調整推進対策における転作目標面積

を67万7千ha（水田営農活性化対策ベース78万7千ha）としており、これを基礎として8年度予算における国内米の需給は、出荷数量を609万9千t（自主流通米予定数量を459万9千t、政府買入予定数量150万t）、政府売却予定数量を139万2千tとしている。

(4) 国内麦の管理

国内麦については、大麦、はだか麦及び小麦の三麦を合わせて買入数量を80万1千t、売却数量を68万tとしている。

(5) 輸入食糧の管理

輸入食糧については、安全な米麦の供給に努めているところであり、買入数量は、外国産米穀と外国産麦類を合わせ632万9千t、また売却数量は、606万7千tをそれぞれ予定している。

(6) 管理費等の主要事項

ア 計画流通推進総合対策

新食糧法の下での計画流通制度を円滑に推進するため、計画流通推進総合対策を創設して助成を行う。

イ 米の需要拡大対策

栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、生産者団体、米穀販売業者団体等と連携し、積極的に米の消費拡大を推進する。

ウ 検査業務の改善合理化の推進

国内産米の検査業務の改善合理化を一層促進する観点から、ばら・抽出検査を積極的に拡大することとし、このため、ばら検査拡大の指導対象の重点化、簡易ばら検査装置の設置及びライスセンターのばら検査体制の整備並びに食糧検査士の活用を図る。

(7) 農産物等の価格の安定

「農産物価格安定法」に基づいて、価格の安定を図るため、甘しよでん粉1千t、馬れいしよでん粉の1千tの買入等について所要額を計上している。

(8) 輸入飼料の需給・価格の安定

「飼料需給安定法」に基づく飼料について、需給及び価格の安定を図るため、輸入小麦138万8千t、同大麦177万t、の買入れ等について所要額を計上している。

(9) 損益整理（損失補てん）の予定

ア 前年度から繰り越される調整資金は1,486億円と見込み、また、8年度の食糧管理勘定（国内米・国内麦・輸入食糧の3管理勘定）に3,201億円の損失発生を予定し、8年度末における調整資金の残高を55億円と見込んで一般会計から調整勘定へ1,770億円の調整資金を繰り入れることとしている。

（参考）

8年度食糧管理勘定の損失（予定）

国内米管理勘定 △2,757億円

	(前年度△3,394億円)
国内麦管理勘定	△1,071億円
	(前年度△1,088億円)
輸入食糧管理勘定	627億円
	(前年度 786億円)
合 計	△3,201億円
	(前年度△3,696億円)

イ 農産物等安定勘定の損失額は、前年度からの繰越金を充当し、繰越金残高は積立金として整理することとしている。

ウ 輸入飼料勘定の損失額は、3億円と見込まれるが、この損失額は、一般会計からの同勘定への繰入金3億円により整理することとしている。

2 決算の概要

(1) 国内米の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

		予算(A)	決算(B)	(B-A)
		玄米千t	玄米千t	玄米千t
国内米	買入	1,500	1,156	△344
	売却	1,392	558	△834

イ この結果、国内米管理勘定の損失額は、2,079億円となり、当初予算(2,757億円)に比べて678億円の損失の減少となった。その主な要因は、売却数量の減少、管理経費の減少等による。

(2) 国内麦の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

			予算(A)	決算(B)	(B－A)
			千t	千t	千t
大	麦	買入	71	70	△ 1
		売却	79	76	△ 3
はだか	麦	買入	16	17	1
		売却	14	13	△ 1
小	麦	買入	714	424	△290
		売却	587	416	△172

イ この結果、国内麦管理勘定における損失額は、689億円(大麦84億円、はだか麦24億円、小麦581億円)となり、当初予算(1,071億円)に比べて382億円の損失の減少となった。その主な要因は、買入数量の減少による売買損失の減少、管理経費の減少等による。

(3) 輸入食糧の管理

ア 売買数量は次のとおりである。

	予算(A)	決算(A)	(B-A)
	千t	千t	千t
M A 米	買入	511(497)	506(466)△ 5(△ 31)
	売却	469(454)	243(213)△226(△241)

外 大 麦	買入	250	187△ 63
	売却	210	177△ 33
外はだか麦	買入	15	8 △ 7
	売却	12	10 △ 2
外 小 麦	買入	5,567	4,656 △911
	売却	5,391	4,696 △695

(注) 1 ()内は実千tを示す。

2 決算MA米売却数量には、緊急輸入米6千tを含む。

イ 輸入食糧管理勘定の決算損益は、576億円の利益(MA米損失2億円、外麦利益578億円)となった。当初予算では利益額を627億円(MA米0億円、外麦627億円)と予定していたのに比べて51億円の減少となった。この主な要因は、MA米の売却数量及び外国小麦の売買数量の減少による売買利益の減少、管理経費の減少等による。

(4) 農産物等の価格安定

ア 農産物等の売買は、予算上、馬れいしょでん粉及び甘しょでん粉の買入れをそれぞれ1千t予定していたが、買入れ、売却とも実績はなかった。

イ 農産物等安定勘定における損益は、当初予算で1,400万円の損失を計上していたが、売買の実績はなかったため、損失及び利益の実績はなかった。

(5) 輸入飼料の需給・価格の安定

ア 売買数量は次のとおりである。

		予算(A)	決算(B)	(B-A)
		千 t	千 t	千 t
買入	大 麦	1,770	1,351	△419
	小 麦	1,388	955	△433
	計	3,158	2,306	△852
売却	大 麦	1,700	1,396	△304
	小 麦	1,350	961	△389
	計	3,050	2,357	△693

イ 輸入飼料勘定における決算損益は、73億円の損失(大麦損失75億円、小麦利益70億円、とうもろこし損失68億円)となった。当初予算においては、損失額3億円を計上していたので、70億円の損失の減少となった。この要因は、外麦の売買数量の減少、管理経費の減少等による。

(6) 決算損益の整理

ア 調整資金

8年度における食糧管理勘定の損失額2,192億円(国内米損失2,079億円、国内麦損失689億円、輸入食糧利益576億円)については、調整勘定に移して調整資金(3,607億円)を取り崩して処理することとした。その結果、調整資金の残額(9年度への繰越)は、1,415億円となった。(注)